

1 施設及びその使用料

区分		午前	午後	夜間
		9 : 00～12 : 00	13 : 00～17 : 00	18 : 00～21 : 00
生涯学習センター		円	円	円
	アトリエ	840	1,120	840
	ギャラリー1	1,230	1,640	1,230
	ギャラリー2	990	1,320	990
	クッキングルーム	1,320	1,760	1,320
	スタジオ1	1,230	1,640	1,230
	スタジオ2	1,230	1,640	1,230
	パソコン学習室	1,050	1,400	1,050
	ビデオ編集室	330	440	330
	学習室1	780	1,040	780
	学習室2	900	1,200	900
	学習室3	780	1,040	780
	学習室4	780	1,040	780
	工房	1,560	2,080	1,560
	視聴覚室	1,080	1,440	1,080
託児室	720	960	720	
中部公民館	ホール	4,770	6,360	4,770
	視聴覚室	1,050	1,400	1,050
	創作室	1,380	1,840	1,380
	第2会議室	480	640	480
	第1講座室	750	1,000	750
	第2講座室	690	920	690
	第3講座室	1,050	1,400	1,050
	第4講座室	1,980	2,640	1,980
	学習室	630	840	630
	料理実習室	1,050	1,400	1,050

	茶室		1,080	1,440	1,080	
	和室		540	720	540	
西部公民館	第1会議室		750	1,000	750	
	第2会議室		870	1,160	870	
	第1研修室		540	720	540	
	第2研修室		750	1,000	750	
	第3研修室		630	840	630	
	第1講座室		690	920	690	
	第2講座室		870	1,160	870	
	第3講座室		450	600	450	
	第4講座室		450	600	450	
	視聴覚室		900	1,200	900	
	創作室		750	1,000	750	
	多目的室		780	1,040	780	
	体育室	独占使用		1,800	2,400	1,800
		部分使用		900	1,200	900
	茶室		420	560	420	
	和室		630	840	630	
	調理実習室		2,220	2,960	2,220	
	託児室		1,020	1,360	1,020	
南部公民館	ホール1		1,350	1,800	1,350	
	ホール2		1,050	1,400	1,050	
	講座室1		690	920	690	
	講座室2		750	1,000	750	
	料理実習室		1,170	1,560	1,170	
	和室		540	720	540	
	茶室		210	280	210	
	図書室		1,080	1,440	1,080	
三笠公民館	会議室1		330	440	330	

	会議室 2	300	400	300
	集会室 1	840	1,120	840
	集会室 2	780	1,040	780
	講座室 1	450	600	450
	講座室 2	330	440	330
	料理教室	1,140	1,520	1,140
	和室	510	680	510
田原公民館	講義室	570	760	570
	料理実習室	780	1,040	780
	集会室 1	690	920	690
	集会室 2	690	920	690
	集会室 3	690	920	690
	和室	390	520	390
	図書室	210	280	210
富雄公民館	会議室 (1階)	270	360	270
	会議室 (2階)	450	600	450
	集会室	2,610	3,480	2,610
	料理実習室	990	1,320	990
	和室 1	390	520	390
	和室 2	480	640	480
	図書室	420	560	420
	テニスコート		1時間につき	200
柳生公民館	講座室	930	1,240	930
	料理実習室	660	880	660
	和室	600	800	600
	図書室	360	480	360
若草公民館	会議室	390	520	390
	学習室	750	1,000	750
	講座室 I	1,110	1,480	1,110

	講座室Ⅱ	1,110	1,480	1,110
	料理実習室	900	1,200	900
	和室Ⅰ	360	480	360
	和室Ⅱ	270	360	270
	図書室	510	680	510
登美ヶ丘公民館	大ホール1	690	920	690
	大ホール2	900	1,200	900
	講座室1	450	600	450
	講座室2	690	920	690
	料理室	990	1,320	990
	和室	720	960	720
興東公民館	ホール	1,020	1,360	1,020
	調理室	660	880	660
	洋室（集会室）	570	760	570
	和室	390	520	390
	図書室	120	160	120
春日公民館	大ホール	1,380	1,840	1,380
	第1講座室	420	560	420
	第2講座室	420	560	420
	料理教室	1,320	1,760	1,320
	和室	630	840	630
二名公民館	ホール	1,410	1,880	1,410
	会議室	240	320	240
	講座室	480	640	480
	料理室	930	1,240	930
	和室	570	760	570
	図書室	240	320	240
	テニスコート		1時間につき	200
京西公民館	ホール	1,350	1,800	1,350

	会議室	360	480	360
	講座室	300	400	300
	料理教室	840	1,120	840
	和室	660	880	660
	図書室	300	400	300
	テニスコート	1時間につき		
平城西公民館	会議室	390	520	390
	講座室	390	520	390
	実習室	780	1,040	780
	大会議室	900	1,200	900
	和室	570	760	570
	図書室	240	320	240
伏見公民館	講義室	240	320	240
	小会議室	300	400	300
	大会議室	1,470	1,960	1,470
	料理実習室	870	1,160	870
	和室	450	600	450
	図書室	330	440	330
富雄南公民館	会議室	360	480	360
	集会室	1,200	1,600	1,200
	料理教室	540	720	540
	和室	450	600	450
	図書室	240	320	240
	テニスコート	1時間につき		
平城公民館	会議室	450	600	450
	講座室	300	400	300
	大集会室	1,350	1,800	1,350
	料理実習室	840	1,120	840
	和室	540	720	540

	図書室	300	400	300
飛鳥公民館	講義室	330	440	330
	集会室	1,320	1,760	1,320
	第2会議室	330	440	330
	料理実習室	810	1,080	810
	和室	690	920	690
	図書室	360	480	360
	都跡公民館	会議室	390	520
講座室		390	520	390
大会議室		1,350	1,800	1,350
料理実習室		720	960	720
和室		630	840	630
図書室		300	400	300
登美ヶ丘南 公民館		会議室	300	400
	大集会室	1,290	1,720	1,290
	料理実習室	660	880	660
	和室	810	1,080	810
	図書室	300	400	300
平城東公民 館	小会議室	450	600	450
	大会議室	1,350	1,800	1,350
	料理実習室	660	880	660
	和室1	480	640	480
	和室2	270	360	270
	図書室	330	440	330
	月ヶ瀬公民 館	多目的ホール	5,100	6,800
会議室		750	1,000	750
研修室		960	1,280	960
和室		690	920	690
図書室		960	1,280	960

都祁公民館	会議室A	360	480	360
	研修室A	570	760	570
	研修室B	360	480	360
	実習室1	450	600	450
	実習室2	360	480	360
	小集会室	240	320	240
	大集会室	810	1,080	810

備考

- 1 使用時間を超過して使用する場合の使用料は、その超過する時間1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき、規定の使用料の額の1時間相当額とする。
- 2 指定管理者がやむを得ない理由があると認める場合は、使用時間の区分を分割して使用することができる。この場合における使用料は、1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき、規定の使用料の額の1時間相当額とする。
- 3 使用者の過半数が次に掲げる者以外の者である場合の使用料は、規定の使用料の額の2倍に相当する額とする。
  - (1) 市内に住所を有する者
  - (2) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
  - (3) 市内に存する学校に在学する者
- 4 「部分使用」とは、床面積の2分の1以下を使用する場合をいう。
- 5 生涯学習センターの工房を陶芸焼窯の焼成のために使用する場合の使用料は、規定の使用料の2分の1に相当する額とする。
- 6 図書室及び託児室の使用料は、講座、研修等に使用する場合に徴収する。

2 附属設備及びその使用料

区分	附属設備の名称	単位	1回当たりの使用料
生涯学習センター	陶芸焼窯	1式	3,000円